

# 千葉県警察本部新庁舎建設等事業

## 入札公告資料正誤表

平成 16 年 11 月 26 日

千 葉 県

### 基本協定書(案) 正誤表

頁	資料	章, 節	誤	正
1	基本協定書(案)	第3条第3項	第1項の場合、落札者は必ず特別目的会社に出資するものとし、[資格確認申請時に応募グループの代表企業として明記された者(以下「代表企業」という。)] [落札者] は、特別目的会社の総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとする。また、落札者が保有する議決権の合計割合は、特別目的会社の総株主の議決権の2分の1を超えるものとする。	第1項の場合、落札者は必ず特別目的会社に出資するものとし、[資格確認申請時に <b>落札した</b> 応募グループの代表企業として明記された者(以下「代表企業」という。)] [ <b>落札した応募企業</b> ] は、特別目的会社の総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとする。また、落札者が保有する議決権の合計割合は、特別目的会社の総株主の議決権の2分の1を超えるものとする。

### 事業契約書(案) 正誤表

頁	資料	章, 節	誤	正
6	事業契約書(案)	第1条(70)	「入札提案書等」とは、SPCが事業者選定手続において県に提出した入札提案書(入札説明書4参照) その他SPCが本契約締結までに県に提出した一切の書類を総称している。	「入札提案書等」とは、SPCが事業者選定手続において県に提出した <b>入札書類(入札説明書P14第3.4.(3)参照)</b> 、その他SPCが本契約締結までに県に提出した一切の書類を総称している。
7	事業契約書(案)	第6条第2項	本契約に定めがない場合、入札提案書及びその他の公表文書(入札説明書等に対する質問回答、実施方針)に基づき解釈する。	本契約に定めがない場合、 <b>入札説明書等及び入札提案書</b> に基づき解釈する。
7	事業契約書(案)	第6条第3項	前項に示した文書に相違がある場合、本契約、入札提案書、入札説明書等に対する質問回答、実施方針の順に規定が優先するものとする。ただし、入札提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、入札提案書が入札説明書等の規定に優先する。	前項に示した文書に相違がある場合、本契約、 <b>入札説明書等</b> 、入札提案書、入札説明書等に対する質問回答、実施方針の順に規定が優先するものとする。ただし、入札提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、 <b>入札説明書等より入札提案書の規定を優先する。</b>
11	事業契約書(案)	第15条第5項	SPCは、第1項に規定する調査又はその結果を記載した報告書の不備、誤謬その他 <b>事業者</b> の故意又は過失により第1項の	SPCは、第1項に規定する調査又はその結果を記載した報告書の不備、誤謬その他 <b>SPC</b> の故意又は過失により第1項の

			調査を実施しなかったことに起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)を負担する。	調査を実施しなかったことに起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)を負担する。
13	事業契約書(案)	第 17 条第 1 項	県は、必要があると認める場合には、SPC に対して、建設期間の変更を伴わずかつ事業者提案の範囲を著しく逸脱しない限度で、書面により本件施設の設計変更を求めることができる。SPC は、当該変更の請求に対し 14 日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。県は、SPC の検討結果を踏まえて、設計変更の実施又は不実施を SPC に通知するものとし、SPC はこれに従う。	県は、必要があると認める場合には、SPC に対して、建設期間の変更を伴わずかつ <b>入札提案書等</b> の範囲を著しく逸脱しない限度で、書面により本件施設の設計変更を求めることができる。SPC は、当該変更の請求に対し 14 日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。県は、SPC の検討結果を踏まえて、設計変更の実施又は不実施を SPC に通知するものとし、SPC はこれに従う。
13	事業契約書(案)	第 18 条第 1 項	建築基準法、消防法等の法令制度の変更により、本件施設の設計変更が必要となった場合、SPC は事前に設計変更の <b>必要</b> を県に説明したうえで、県の承認を得たのち速やかに設計変更を行うものとし、又は県は SPC をして設計変更をさせるものとする。この場合、SPC は、設計者に設計変更業務を委託するものとする。	建築基準法、消防法等の法令制度の変更により、本件施設の設計変更が必要となった場合、SPC は事前に設計変更の <b>必要性</b> を県に説明したうえで、県の承認を得たのち速やかに設計変更を行うものとし、又は県は SPC をして設計変更をさせるものとする。この場合、SPC は、設計者に設計変更業務を委託するものとする。
14	事業契約書(案)	第 20 条第 2 項	SPC が前項の規定による修正を要求する通知を受領した場合には、SPC は、速やかに当該不一致の修正をし、県の確認を得るものとする。なお、当該修正は、SPC の責任及び費用をもって行われるものとし、また、これによる建設期間が遅延した場合、SPC の責めに帰すべき事由として 25 条(工事中止・遅延に伴う増加費用及び損害の負担)第 1 項 2 項の規定に従うものとする。	SPC が前項の規定による修正を要求する通知を受領した場合には、SPC は、速やかに当該不一致の修正をし、県の確認を得るものとする。なお、当該修正は、SPC の責任及び費用をもって行われるものとし、また、これによる建設期間が遅延した場合、SPC の責めに帰すべき事由として 25 条(工事中止・遅延に伴う増加費用及び損害の負担) <b>第 1 項 2 号</b> の規定に従うものとする。
15	事業契約書(案)	第 25 条	(5) 県の責めに帰すべき... (6) SPC の責めに帰すべき... (7) 法令の変更又は損害が...	(1) 県の責めに帰すべき... (2) SPC の責めに帰すべき... (3) 法令の変更又は損害が...
19	事業契約書(案)	第 31 条 5 項	SPC は、 <b>建設中</b> において SPC が行う、工事監理者が定める本	SPC は、 <b>建設期間中</b> において SPC が行う、工事監理者が定め

			件施設等の検査又は試験について、14日前までに県に対して通知する。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。	る本件施設等の検査又は試験について、14日前までに県に対して通知する。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
31	事業契約書(案)	第70条第4項	前項の設計・整備業務に係る対価内訳表及び保守管理業務に係る対価内訳表は、実施設計の全部を終了した時点において、その内容を明確化し、本件引渡日以前で、県及びSPCが別途協議して定める時期において、その内容の確定を行うものとする。	前項の設計・整備業務に係る対価内訳表及び保守管理業務に係る対価内訳表は、実施設計の全部を終了した時点において、その内容を明確化し、本件引渡日以前で、県及びSPCが別途協議して定める時期において、その内容の確定を行うものとする。 <b><u>当該確定により、入札提案書における設計・整備業務に係る対価内訳表及び保守管理業務に係る対価内訳表から特殊機器整備業務又は特殊機器の保守管理業務に係る費用が減少した場合には、県は、SPCに支払うサービス対価から当該減少分の費用の減額を行うことができる。</u></b>
35	事業契約書(案)	第87条	SPCは前条により確定した本件ソフトウェア仕様書に基づき本件ソフトウェア作成業務を実施する。	SPCは前条により確定した本件 <b>ハードウェア</b> 仕様書に基づき本件 <b>ハードウェア</b> 作成業務を実施する。
39	事業契約書(案)	第100条第1項	SPCは、 <u>本件引渡日</u> の30日前までに、入札説明書等及び入札提案書等に記載された保守管理業務内容を遂行するため県との協議により特殊機器保守管理計画書を作成の上、県に提出して県の確認を受ける。特殊機器保守管理計画書の記載事項は、別紙26のとおりである。	SPCは、 <u>本件引渡予定日</u> の30日前までに、入札説明書等及び入札提案書等に記載された保守管理業務内容を遂行するため県との協議により特殊機器保守管理計画書を作成の上、県に提出して県の確認を受ける。特殊機器保守管理計画書の記載事項は、別紙26のとおりである。
40	事業契約書(案)	第101条第2項	特殊機器の保守管理期間は、別紙27の更新対象装置及び更新対象システムについては、別紙5「事業日程」記載の特殊機器の <b>保守管理業務開始の日から5年間とし、</b> その他の特殊機器については同日から10年間とする。	特殊機器の保守管理期間は、別紙27の更新対象装置及び更新対象システムについては、別紙5「事業日程」記載の特殊機器の <b>保守管理業務開始の日から県の指定する日（保守管理業務開始の日から5年経過した日を目処とするが、具体的な日については、技術革新等の事情を考慮して県が指定する）までとし、</b> その他の特殊機器については同日から10年間とする。

42	事業契約書(案)	第 106 条第 2 項	特殊機器を第三者が損傷した場合、SPC がその責めを負う。	<u>SPC が第 101 条に規定される義務を尽くしたにもかかわらず、第三者が特殊機器を損傷した場合の増加費用又は損害の負担については第 11 章（法令変更）又は第 12 章（不可抗力）の規定に従うものとする。</u>
42	事業契約書(案)	第 8 章第 1 節	施設等整備費サービス購入費の支払手続	サービス購入費の支払手続
48	事業契約書(案)	第 121 条第 2 項	前項記載の解除がなされた場合、県は、本件工事の進捗状況を考慮して、 <u>前項記載の解除がなされた場合、県は</u> 本件土地の原状回復が妥当であると判断した場合、SPC に対して本件土地を更地とした上で県に引き渡すことを求めることができる。この場合、県が当該更地とするための工事費用を負担する。	前項記載の解除がなされた場合、県は、本件工事の進捗状況を考慮して、本件土地の原状回復が妥当であると判断した場合、SPC に対して本件土地を更地とした上で県に引き渡すことを求めることができる。この場合、県が当該更地とするための工事費用を負担する。
50	事業契約書(案)	第 127 条第 3 項	第 1 項によって本契約が解除された場合の本件施設等及び特殊機器の措置については、関係法令に抵触しない範囲で第 121 条（本件施設等引き渡し前の解除における本件施設等の措置）乃至第 122 条（特殊機器全部引き渡し後の解除における特殊機器の措置）の規定に従うものとする。	第 1 項によって本契約が解除された場合の本件施設等及び特殊機器の措置については、関係法令に抵触しない範囲で第 121 条（本件施設等引き渡し前の解除における本件施設等の処理）乃至第 124 条（特殊機器全部引き渡し後の解除における特殊機器の措置）の規定に従うものとする。
51	事業契約書(案)	第 129 条第 4 項	前項により、県が本契約を継続すると決定した場合、 <u>法令変更</u> に対する対応方法を SPC に対して通知し、SPC はこれに従い本事業を継続する。	前項により、県が本契約を継続すると決定した場合、 <u>不可抗力</u> に対する対応方法を SPC に対して通知し、SPC はこれに従い本事業を継続する。
51	事業契約書(案)	第 130 条第 3 項	第 1 項によって本契約が解除された場合の本件施設等及び特殊機器の措置については、第 121 条（本件施設等引き渡し前の解除における本件施設等の処理）乃至第 122 条（特殊機器全部引き渡し後の解除における特殊機器の措置）の規定に従うものとする。	第 1 項によって本契約が解除された場合の本件施設等及び特殊機器の措置については、第 121 条（本件施設等引き渡し前の解除における本件施設等の処理）乃至第 124 条（特殊機器全部引き渡し後の解除における特殊機器の措置）の規定に従うものとする。
52	事業契約書(案)	第 131 条	不可抗力により、本契約上の業務につき県、SPC 又は第三者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用	不可抗力により、本契約上の業務につき県、SPC 又は第三者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用

			又は損害の負担は別紙 29 に従う。 <u>ただし、県が SPC に支払うべき増加費用又は損害がある場合に、SPC が不可抗力に起因して保険金を受領し、又は受領する場合には、県は当該保険金額を控除した金額を SPC に支払えば足りるものとする。</u>	又は損害の負担は別紙 29 に従う。
53	事業契約書(案)	第 137 条第 1 項	県及び SPC は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を相手方又は相手方の代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。 <u>ただし、県又は SPC が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。</u>	県及び SPC は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を <u>自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、又は自己の出資者、並びに本事業に関し SPC に融資する金融機関及びその代理人以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。</u> ただし、県又は SPC が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

**事業契約書(案)別紙 正誤表**

頁	資料	誤	正
15	別紙 5	システム更新日	事業日程における「システム更新日」を削除する。
32	別紙 15 1.(3) (3) 実施計画書の作成	県と SPC は、事業契約締結後に <u>SPC が提出する事業計画書に基づいて、相互に協議し、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載したモニタリング実施計画書を作成する。</u>	県と SPC は、事業契約締結後に相互に協議し、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載したモニタリング実施計画書を作成する。
39	別紙 15 4.(1) 支払の減額の基本的考え方	県は、SPC の実施する業務が要求水準を達成していないことを確認した場合は、SPC に改善勧告を行うと同時に減額ポイントを毎月計上する。計上された減額ポイントを加算し、 <u>3 か月分の減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス購入費の減額を行う。</u> 要求水準を達成していない場合とは、以下に示す状態と同等の事態をいう。	県は、SPC の実施する業務が要求水準を達成していないことを確認した場合は、SPC に改善勧告を行うと同時に減額ポイントを毎月計上する。計上された減額ポイントを加算し、 <u>6 か月分の減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス購入費の減額を行う。</u> 要求水準を達成していない場合とは、以下に示す状態と同等の事態をいう。
56	別紙 29	1 . 増加費用及び損害が SPC に生じた場合	1 . 増加費用及び損害が <b>県又は</b> SPC に生じた場合
56	別紙 29	施設維持管理期間中に不可抗力が生じた場合、維持管理・運	施設維持管理期間中に不可抗力が生じた場合、維持管理・運

	1 (2) 施設維持管理期間	営業務につき県又は SPC に生じた増加費用額及び県又は SPC に生じた損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営費相当又は特殊機器保守管理費相当の1年間分の100分の1に至るまでは SPC が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、SPC が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運営費相当の1年間分の100分の1を超えるときは、当該超過額は、県の負担する増加費用額及び損害額から控除する。	営業務につき県又は SPC に生じた増加費用額及び県又は SPC に生じた損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営費相当の1年間分の100分の1に至るまでは SPC が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、SPC が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運営費相当の1年間分の100分の1を超えるときは、当該超過額は、県の負担する増加費用額及び損害額から控除する。
57	別紙 29 2 (2) 施設維持管理期間	施設維持管理期間中に不可抗力が生じ、第三者に損害が発生した場合、当該損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営費相当又は特殊機器保守管理費相当の1年間分の100分の1に至るまでは SPC が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、SPC が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運営費相当の1年間分の100分の1を超えるときは、当該超過額は、県の負担する当該保険金額相当額は損害額から控除する。	施設維持管理期間中に不可抗力が生じ、第三者に損害が発生した場合、当該損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営費相当の1年間分の100分の1に至るまでは SPC が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、SPC が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運営費相当の1年間分の100分の1を超えるときは、当該超過額は、県の負担する当該保険金額相当額は損害額から控除する。

**様式集 正誤表**

頁	資料	誤	正
-	様式 21	専任する監理技術者工事監理実績等（資格証の写し、業務契約書写し）	専任する監理技術者工事監理実績等（資格証の写し、 <u>監理技術者工事監理実績等</u> が分かる資料（ <u>（財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORINS）の登録内容等</u> ）

-	様式 21	5 業務要求水準に関する誓約書	添付書類における「業務要求水準に関する誓約書」を削除する。
-	様式 36	入札書下部に追記	<u>入札金額は様式集の様式 107 の「県の支出額計(県の支払うサービス購入費+消費税)」の行の合計額(20 年分)を加えた額を記載すること。</u>
-	様式 42	<p>A4 版を用いること。枚数に制限はないが、必要最小限の枚数で簡潔に作成して下さい。</p> <p>本様式の作成に当たっては、後段の「作成にあたっての注意事項」に従うこと。</p>	<p>A4 版を用いること。枚数に制限はないが、必要最小限の枚数で簡潔に作成して下さい。</p> <p>出資者および資金調達先(金融機関等)ごとの内訳がわかるように記入し、現在検討している資金調達先(金融機関等(社債においては受託会社等を含む)の名称、社債内容等を記入すること。</p> <p>金融機関等の名称は、同意書または関心表明書等を提出した者を必ず含み、これ以外の金融機関等の名称については、提案書の提出時点で決定または想定しているものについて可能な限り記入すること。</p> <p>金融機関等が同一であっても、借入条件が異なる場合には区分して記入すること。備考欄には、担保設定に関する条件や調達した資金の用途などを記入すること。</p> <p>資金調達先の金融機関等から同意書または関心表明書等を取得している場合、その写しを&lt;様式 44&gt;に添付すること。</p>